

加入者保護信託セイフティネット第二十四期決算公告

一、信託事務の状況

当期においては振替機関等から社債、株式等の振替に関する法律第五十八条に基づく破産手続等開始決定を受けた旨の通知はなかった。

なお、令和七年度に係る負担金等一千二百万円を受入れた。

二、信託財産の状況

(令和八年三月三十一日現在)

資産合計 一、六七三、七〇四、三九四円
負債合計 〇円

正味信託財産 一、六七三、七〇四、三九四円
令和八年八月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

加入者保護信託セイフティネット

受託者 三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市大西町三八番地、最後の住所山形県鶴岡市日枝字鳥居上四七番地二

被相続人 亡 茂木 博幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日

山形県鶴岡市馬場町八番一三三号鶴岡商工会

議事所会館四階 静香法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤 静香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区虎ノ門一丁目一〇番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一

二四番地七 サニースライフ埼玉

被相続人 亡 鈴木 玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一〇番

三号イチカワビルV四階

相続財産清算人 弁護士 山本 美雪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目二七四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 大森 暉与

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町七一一

二一〇〇弁護士法人岸町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡邊 隼人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市宮地二丁目七一番地、最後の住所埼玉県児玉郡美里町大字小茂田七四七番地一 みさと

被相続人 亡 野本 涼子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日

事務所埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷四六八番地八

司法書士青木事務所

相続財産清算人 司法書士 青木美恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市南大塚五丁目八番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 秋山 要

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一弁護士

法人川越法律事務所

相続財産清算人 弁護士 染谷 俊紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市大字今泉一番地三、最後の住所埼玉県東松山市大字下野本四八八番地二

被相続人 亡 宮崎 邦男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日

埼玉県行田市門井町二丁目二番地一コー

ポ・カネコJー〇一室

相続財産清算人 弁護士 高橋 正俊

令和八年八月二十六日

埼玉県東松山市箭弓町二丁目二三番六号樓

本ビル二階山下法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大谷 賢市

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市狭山ヶ丘二丁目七〇番地三、最後の住所埼玉県所沢市三ヶ島一丁目七

九五番地の一 三ヶ島ホーム

被相続人 亡 永井 健雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日

埼玉県所沢市くすのき台一一二一内野

ビル二階徳永法律事務所

相続財産清算人 弁護士 徳永翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市花栗一丁目四二五番地三、最後の住所埼玉県草加市旭町五丁目一三番一

三三 被相続人 亡 大澤 誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一三番一二号崎

葛法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮下 智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市北一丁目二番、最後の住所埼玉県羽生市北一丁目二番六号

被相続人 亡 三木 照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十六日

埼玉県行田市門井町二丁目二番地一コー

ポ・カネコJー〇一室

相続財産清算人 弁護士 高橋 正俊

第72期決算公告 令和8年8月26日
千葉県市川市田尻3丁目7番35号
ウスイ金属株式会社
代表取締役 薄井 啓介
貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科 目		金 額(百万円)
資産部	流動資産	28,051
	固定資産	3,965
資産合計		32,016
負債純資産及び部	流動負債	14,665
	固定負債	2,343
	資本	15,008
	剰余金	30
	利益剰余金	15,112
	準備金	7
	その他利益剰余金	15,105
	(うち当期純利益)	(2,596)
	自己株式	△134
	負債・純資産合計	32,016

第68期決算公告 令和8年7月29日
埼玉県越谷市新川町1丁目145番地
明邦鋼業株式会社
代表取締役社長 津野田裕之
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	1,073,602
	固定資産	248,952
資産合計		1,322,555
負債純資産及び部	流動負債	778,840
	固定負債	20,243
	資本	523,471
	剰余金	50,000
	利益剰余金	473,471
	準備金	12,500
	その他利益剰余金	460,971
	(うち当期純利益)	(55,949)
	負債・純資産合計	1,322,555

注)千円未満を切り捨て表示

第54期決算公告 令和8年8月26日
埼玉県日高市下大谷沢8番地1
COM電子開発株式会社
代表取締役 見澤 裕
貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	1,577,488
	固定資産	654,953
資産合計		2,232,441
負債純資産及び部	流動負債	356,232
	固定負債	647,705
	資本	1,228,504
	剰余金	45,750
	利益剰余金	11,750
	準備金	11,750
	その他利益剰余金	1,174,559
	(うち当期純利益)	(176,233)
	負債・純資産合計	2,232,441